

○富山県教育文化会館条例

昭和49年 3 月30日

富山県条例第 6 号

富山県教育文化会館条例を公布する。

富山県教育文化会館条例

(設置)

第 1 条 県民の教育及び文化の向上を図るため、富山県教育文化会館（以下「会館」という。）を設置する。

(位置)

第 2 条 会館は、富山市に置く。

(施設)

第 3 条 第 1 条の目的を達成するため、会館に次の施設を置く。

- (1) ホール
- (2) 展示室
- (3) 集会室
- (4) 会議室

(指定管理者による管理)

第 4 条 知事は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の 2 第 3 項の規定により、法人その他の団体であつて知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に会館の管理を行わせるものとする。

(平17条例34・追加)

(指定管理者が行う業務)

第 5 条 前条の規定により指定管理者に行わせる管理の業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 会館の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (2) 第 8 条第 1 項の規定による利用の承認に関する業務
- (3) 第 9 条第 1 項に規定する利用料金の徴収に関する業務
- (4) その他会館の管理に関して知事が必要と認める業務

(平17条例34・追加)

(休館日)

第 6 条 会館の休館日は、次に掲げる日とする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、知事の承認を得て、休館日以外の日に休館し、又は休館日に開館すること

ができる。

(1) 火曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日以外の日）

(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

（平17条例34・追加）

（開館時間）

第7条 会館の開館時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、知事の承認を得て、これを臨時に変更することができる。

（平17条例34・追加）

（利用の承認）

第8条 会館の施設のうち別表に掲げるものを利用しようとする者は、あらかじめ、指定管理者の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、前項の承認を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合は、同項の承認をしないものとする。

(1) 会館の施設の秩序又は風紀を乱すおそれがあると認められるとき。

(2) 施設又は附属設備を損傷するおそれがあると認められるとき。

(3) その他会館の管理上支障があると認められるとき。

3 第1項の承認には、会館の管理上必要な条件を付することができる。

（平11条例30・一部改正、平17条例34・旧第4条繰下・一部改正）

（利用料金）

第9条 前条第1項の規定により利用の承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、指定管理者に会館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を前納しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

2 利用料金は、別表に掲げる金額の範囲内において、指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定める。

3 利用料金は、指定管理者がその収入として収受する。

（平17条例34・旧第5条繰下・一部改正）

（利用料金の減免）

第10条 指定管理者は、知事の承認を受けて定めた基準により、利用料金を減免することが

できる。

(昭61条例35・追加、平17条例34・旧第7条繰下・一部改正)

(利用料金の還付)

第11条 指定管理者が既に収受した利用料金は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

- (1) 利用者の責めに帰することができない理由により利用ができなかつたとき。
- (2) 利用日前10日までに利用の取消しを申し出たとき。
- (3) その他指定管理者が特別の理由があると認めるとき。

(昭61条例35・旧第7条繰下、平17条例34・旧第8条繰下・一部改正)

(利用者の義務)

第12条 利用者は、利用の承認によつて生ずる権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

2 利用者は、その利用の目的を終了したとき（次条の規定により第8条第1項の承認を取り消されたときを含む。）は、直ちに施設を原状に復さなければならない。

(昭61条例35・旧第8条繰下、平17条例34・旧第9条繰下・一部改正)

(利用の承認の取消し等)

第13条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その利用の承認を取り消し、又はその利用を制限することができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により利用の承認を受けた事実が明らかとなつたとき。
- (3) 第8条第3項の規定による承認の条件に違反したとき。
- (4) その他会館の管理上特に支障があると認められるとき。

(平17条例34・追加)

(損害賠償)

第14条 利用者は、会館の施設、設備等を損傷し、又は滅失したときは、これによつて生じた損害を賠償しなければならない。

(昭61条例35・旧第9条繰下、平17条例34・旧第10条繰下)

(規則への委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(昭61条例35・旧第11条繰下、平11条例30・一部改正、平17条例34・旧第12条繰下)

附 則

この条例は、昭和49年4月1日から施行する。ただし、第3条第1号から第3号まで及び別表（会議室に係る部分を除く。）の規定は、教育委員会規則で定める日から施行する。

（昭和49年規則第10号で昭和49年7月11日から施行）

附 則（昭和50年条例第27号）

この条例は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則（昭和52年条例第27号）

この条例は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則（昭和55年条例第25号）

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に利用の承認を受けている者の使用料については、この条例による改正後の富山県教育文化会館条例別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（昭和55年条例第36号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和55年8月1日から施行する。

附 則（昭和58年条例第38号）

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和58年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に利用の承認を受けている者の使用料については、この条例による改正後の富山県教育文化会館条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（昭和61年条例第35号）

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に利用の承認を受けている者の当該承認に係る使用料の額については、この条例による改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成元年条例第53号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成元年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に利用の承認を受けている者の当該承認に係る使用料の額については、この条例による改正後の別表の1の表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成2年条例第28号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に利用の承認を受けている者の当該承認に係る使用料の額については、この条例による改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成5年条例第38号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に利用の承認を受けている者の当該承認に係る使用料の額については、この条例による改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成7年条例第26号）

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成8年条例第28号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に利用の承認を受けている者の当該承認に係る使用料の額については、この条例による改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成9年条例第3号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

(富山県バイオテクノロジーセンター条例等の一部改正に伴う経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に第1条から第3条まで、第5条から第8条まで、第10条から第13条まで又は第20条から第31条までの規定による改正前のそれぞれの条例の規定により利用若しくは専用使用又は依頼の承認を受けている者の当該承認に係る使用料又は手数料

の額については、第1条から第3条まで、第5条から第8条まで、第10条から第13条まで又は第20条から第31条までの規定による改正後のそれぞれの条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成11年条例第30号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成11年4月1日から施行する。

（富山県民会館条例等の一部改正に伴う経過措置）

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前のそれぞれの条例の規定により利用の承認を受けている者は、この条例による改正後のそれぞれの条例の規定により利用の承認を受けたものとみなす。
- 3 この条例の施行の際現にこの条例による改正前のそれぞれの条例の規定により利用の承認を受けている者の当該承認に係る使用料の額については、この条例による改正後のそれぞれの条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成16年条例第13号）

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年条例第34号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前にこの条例による改正前の富山県教育文化会館条例第4条第1項の規定によりした承認又は同項の規定によりされた承認の申請は、この条例による改正後の富山県教育文化会館条例第8条第1項の規定によりした承認又は同項の規定によりされた承認の申請とみなす。

附 則（平成26年条例第21号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成31年条例第9号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

附 則（令和8年条例第6号）抄

（施行期日）

1 この条例は、令和8年7月1日から施行する。

別表（第8条、第9条関係）

（平2条例28・全改、平5条例38・平7条例26・平8条例128・平9条例3・平11
条例30・平16条例13・平17条例34・平26条例21・平31条例9・令8条例6・一部
改正）

種別	金額
展示室	日額12,500円
集会室	日額38,150円
会議室	1室につき日額23,100円
ホール（楽屋等を含む。）	日額108,900円
附属設備	実費を勘案して知事が定める額

備考

- 「日額」とは、午前9時から午後10時までの利用に係る金額をいう。
- 午前9時から午後10時までの時間以外の時間に係る金額は、1時間につき日額の20パーセントに相当する額とする。
- ホールの利用者が入場料等を徴収する場合の金額は、この表に掲げる金額（以下「通常利用料金」という。）に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を加算した額とする。
 - 入場料等（その種類が2以上ある場合は、これらのうち最高額のものとする。以下この項において同じ。）が1,000円を超え2,000円以下の場合 通常利用料金の30パーセントに相当する額
 - 入場料等が2,000円を超え3,000円以下の場合 通常利用料金の50パーセントに相当する額
 - 入場料等が3,000円を超える場合 通常利用料金の80パーセントに相当する額
- 休日、土曜日又は日曜日（以下「休日等」という。）にホールを利用する場合は、通常利用料金に、その額の15パーセントに相当する額（以下「休日等料金」という。）を加算した額とする。
- 仕込み又はリハーサルのためホールを利用する場合の金額は、通常利用料金（休日等にホールを利用する場合は、休日等料金を増額した額とする。）の30パーセントに相当する額とする。
- 展示品の搬入又は搬出のため展示室、集会室又は会議室を利用する場合の金額は、

通常利用料金の30パーセントに相当する額とする。